

藤沢税務署からのお知らせ

業務センターへの郵送等に関するお願い

東京国税局において、「内部事務のセンター化の対象となる神奈川県内税務署一覧」のとおり、「内部事務のセンター化(※)」を実施していますので、次の事項について、御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

内部事務のセンター化の対象となる税務署に、申告書、申請書等を提出する場合は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。

- e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
- 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います。  
税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出することも可能ですが、その際は、所轄税務署に提出願います。

書面の申告書、申請書等を業務センターへ直接持ち込むことはできません。  
また、所轄税務署以外の窓口及び時間外収受箱へ提出することもできません。

業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するために電話や文書によりお問い合わせさせていただくことがございます。

電話による税務相談や申告書、申請書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません。

納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。

(※)「内部事務のセンター化」とは、事務の効率化等のため、複数の税務署の内部事務（申告書等の入力や審査、還付金の支払手続、申告内容についての照会文書の発送など）を、専担部署（業務センター）で集約処理する取組です。

○内部事務のセンター化の対象となる神奈川県内税務署一覧

	内部事務のセンター化の対象署		業務センターの名称	郵送先住所
	令和5年 3月現在	令和5年 7月10日以降		
神奈川県	横浜中、保土ヶ谷、 横浜南	鶴見、横浜中、 保土ヶ谷、横浜南	東京国税局業務センタ ー 横浜南分室	〒236-8551 横浜市金沢区並木3-2-9 東京国税局業務センター横浜南分室
	—	川崎南、川崎北	東京国税局業務センタ ー 川崎南分室	7月10日に開設するセンターです。 郵送先住所等の詳細は7月3日以降 国税庁ホームページで確認ください
	—	平塚、藤沢	東京国税局業務センタ ー 平塚分室	〒254-8534 平塚市浅間町9-1 東京国税局業務センター平塚分室